

介護老人保健施設 老健いこいの家

入所利用約款（重要事項説明書）

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設 老健いこいの家（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、平成24年8月1日以降から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料

金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとし、ます。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、「身体拘束廃止に関する指針」に則り施設が多職種で構成する身体拘束廃止検討委員会を中心として慎重に検討し、利用者や身元引受人に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得た上で身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、協議内容を記録し、身体拘束終了まで早期解除に向けて逐次検討します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 10 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 11 条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 12 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設 老健いこいの家のご案内

(令和 7年 8月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 老健いこいの家
- ・開設年月日 平成24年8月1日
- ・所在地 岡山県倉敷市児島小川9丁目1-46
- ・電話番号 086-474-3320 ・ファックス番号 086-474-2668
- ・管理者名 田嶋 利恵
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(3350280131号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 老健いこいの家の運営方針]

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 2 介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 3 明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「自分らしく」「心穏やかに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとしています。

(3) 施設の職員体制

	配置基準	業務内容
・医師(施設長)	1人以上	診断、治療等の医療行為
・看護職員	2.8人以上	利用者の看護
・薬剤師	0.1人以上	服薬の指導
・栄養士	0.3人以上	利用者の栄養管理
・介護職員	4.2人以上	利用者の生活介護
・支援相談員	1人以上	利用者・家族の相談、他機関との連携
・療法士(PT・OT)	0.3人以上	リハビリ指導

	配置基準	業務内容
・介護支援専門員	兼務 1人以上	ケアプランの作成、指導
・事務職員		事務、会計
・その他		清掃

- (4) 入所定員等 ・定員 29名
 ・療養室 個室5室、2人室2室、4人室5室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 朝食 08時00分～08時30分
 昼食 12時00分～12時30分
 夕食 17時00分～17時30分
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽(チェア-イン)で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
 ＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 内科いこいの家
 - ・住所 倉敷市児島小川9丁目1-46

 - ・名称 田嶋内科
 - ・住所 倉敷市児島柳田町862

 - ・名称 児島中央病院
 - ・住所 倉敷市児島小川町3685番地
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 古谷歯科
 - ・住所 倉敷市児島小川1-3-5

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会時間は原則として平日、休日ともに 08:30~20:00 です。面会者は必ず受付にて面会簿に所定事項を記入して入館してください。入館の際には手指消毒やうがいにご協力ください。
- ・ 利用者の消灯時間は、21:00 です。
- ・ 外出・外泊は、事前に行先と帰還時間を職員に申し出て下さい。
- ・ 施設内はすべて禁煙です。特別な喫煙場所はありませんので禁煙にご協力ください。
- ・ 施設内における火気の取扱いは禁止しています。持ち込みはご遠慮ください。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従いご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合には弁償していただきます。
- ・ 所持品・備品等にはすべてフルネームをご記入ください。当施設の入所時必需品以外は許可が必要なものもあります。詳しくは職員にお尋ねください。
- ・ 金銭・貴重品を持ち込んだ場合の管理は自己管理ですので、持ち込まないようにしてください。当施設は紛失・盗難等の被害の責を負いません。
- ・ 外出・外泊時中の他の医療機関への受診は、原則としてできません。必要な場合は事前にご相談ください。
- ・ ペットの持ち込み、および飼育は禁止していますのでご協力ください。ただし特別な訓練を受け、施設長が許可した補助犬や療法行為等についてはこれを除外しますのご相談ください。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話086-474-3320 内線81)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護保健施設 老健いこいの家のサービスについて

(令和 7年 8月 1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

□介護保険施設サービス費

要介護度	<多床室>			<従来型個室>		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	777円	1,544円	2,331円	703円	1,406円	2,109円
要介護2	826円	1,652円	2,478円	748円	1,496円	2,244円
要介護3	889円	1,778円	2,667円	812円	1,624円	2,436円
要介護4	941円	1,882円	2,823円	865円	1,730円	2,595円
要介護5	991円	1,982円	2,973円	913円	1,826円	2,739円

(2) 各種加算

1割/2割/3割負担

初期加算Ⅱ	30/60/90 円	一日につき	入所後 30 日間まで加算されます
若年性認知症利用者受入加算	120/240/360 円	一日につき	若年性認知症の利用者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定されます
外泊時費用加算	362/724/1,086 円	一日につき	外泊を認めた場合ひと月に6日を限度として所定単位数に代えて(初日と最終日を除く)
ターミナルケア加算(※)	72/144/216 160/320/480 円 910/1,820/2,730 円 1,900/3,800/5,700 円	一日につき // // //	施設において死亡した場合に→ 死亡日以前 31 日から 45 日加算されます 死亡日以前 4 日から 30 日加算されます 死亡日の前日及び前々日に加算されます 死亡日に加算されます
療養食加算	6/12/18 円	一日 3 回まで	医師の発行する食事箋に基づき栄養士によって管理される厚生労働大臣が定めた療養食の提供を受けた時に算定されます
緊急時治療管理	518/1,036/1,554 円	一日につき (一月に一回、連続する三日を限度として)	病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射等を行った時に算定されます
特定治療	やむを得ない事情により施設内で行う医療行為に、診療報酬に準じて算定し加算されます		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/400/600 円	一日につき (利用開始した日から七日まで)	認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であると医師が判断し、緊急に入所した場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)	合計単価の 3.1%	一日につき	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているため加算されます
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10/20/30 円	一月につき	感染症対策を担当する者が医療機関が行う研修又は訓練に1年に1回以上参加し指導助言を受けることや、介護職員その他の従業員に対して研修又は訓練を行っているなど医療機関との連携体制を確保しているため加算されます。
(※) ターミナルケア加算につきましては、死亡してから最大 30 日入所期間をさかのぼっての加算算定となるため、場合によっては月をまたぐ様になり、既にお支払い頂いている月の請求をさせて頂く事がございます。			

(2) その他の料金

- ① 食費 (1日当たり) 1, 445 円*
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 居住費 (療養室の利用費) (1日当たり) *
 - ・ 従来型個室 1, 728 円
 - ・ 多床室 697 円
 (ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
* 上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階 (第1段階から3段階まで) の利用者の自己負担額については、別途資料 (利用者負担説明書) をご覧下さい。
- ③ 特別な室料 (1日当たり)
 - ・ 個室(301,302,303,305,313,315 号室) 1, 000 円
- ④ 理美容代 実費 (別途資料をご覧ください。)
- ⑤ その他 (利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、おやつ代、クリーニング代等) は、別途資料をご覧ください。

(3) 支払い方法

- ・ 毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い

- ださい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、現金をご持参いただき事務受付窓口にて対応いたします。

<別紙3>

老健いこいの家 個人情報利用目的

(令和 7年 8月 1日現在)

介護老人保健施設 老健いこいの家では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設 老健いこいの家

入所利用同意書

介護老人保健施設 老健いこいの家を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<身元引受人>

住 所

氏 名

続 柄 ()

印

介護老人保健施設 老健いこいの家
施設長 田嶋 利恵 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第9条3項緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

以上